

令和7年度「危険物安全週間」の実施について

「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」を推進標語に、6月8日（日）～6月14日（土）全国一斉に危険物安全週間が行われます。

これは、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としたものです。

私たちの身の回りにも危険物は多く存在しています。

危険物を取り扱う際には、十分注意して、安全で正しい取り扱いを心がけましょう。

そもそも**危険物**とは？

消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

① 火災発生の危険性が大きいもの

② 火災拡大の危険性が大きいもの

③ 消火の困難性が高いもの



私たちの身近なものでは「ガソリン」「灯油」「消毒用アルコール」等、様々な物があります。

身近でガソリンと接触する場所・・・ そう**セルフスタンド**です！

セルフスタンドで安全に給油するためには

「エンジン停止」&「静電気を除去」

ガソリンは危険！ 取扱いは要注意！

ガソリンは揮発性が高い液体で、揮発した蒸気は極めて燃えやすい

ガソリンの蒸気は空気より重く、低いところに広範囲に滞留しやすい

ガソリンの蒸気は目に見えず、どこに溜まっているのか分からない

どこでも、火源があれば簡単に燃えてしまう可能性あり

※引火点は-40℃以下で、常温でも火を近づければ燃焼します。

